

長野原町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野原町マスコットキャラクター「にゃがのはら」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、長野原町(以下「町」という。)が定めた別紙に掲げる基本デザイン及びそれを展開したものをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

(使用申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ長野原町マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)を長野原町長(以下「町長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及びその関係者等が業務の目的で使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他町長が特に認める場合

2 申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める資料

(使用承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。この場合において、町長はキャラクターの使用法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利害を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、宗教又は思想活動に関するものと認められる場合
- (5) キャラクターの著しい変形その他、キャラクターの使用が適当でないと認められる

場合

(6) その他町長が不相当と認めた場合

- 2 町長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、長野原町マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なうことがないよう適正に使用すること。
- (3) 当該使用に関わる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等確認ができるものをもって代えることができる。
- (4) 承認された権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) その他町長が特に付した条件がある場合には、その条件に従って使用すること。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用は、無料とする。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ長野原町マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、長野原町マスコットキャラクター使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により使用者へ通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第9条 町長は、使用者がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、長野原町マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者へ通知するものとする。
- 3 承認を取り消された者は、承認に係る物件を使用してはならない。
- 4 町長は、承認を取り消された者にその物件の回収を求めることができる。
- 5 町長は、使用者が承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第10条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙

長野原町マスコットキャラクター「にやがのはら」基本デザイン

